

建設コンサルタント業務等における最低制限価格の取扱いについて

豊後大野市が競争入札に付する建設コンサルタント業務等の最低制限価格について、次のとおり取り扱う。

1. 対象業務

建設コンサルタント業務等（建設工事に関する測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務）

2. 適用時期

令和5年6月1日以降に指名通知を行う案件から適用する。

3. 算定方法

(1)の制限割合を算定後、(2)により最低制限価格を算定する。

(1) 制限割合の算定

① 測量業務

● 制限割合の算定式

$(\text{直接測量費} + \text{測量調査費} + \text{諸経費} \times 48\%) \times 1.10 \ / \ \text{設計額}$

● 制限割合の適用範囲 $6/10 \leq \text{制限割合} \leq 8.2/10$

(注2) 制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値(6/10)を下回る場合は6/10とし、上限値(8.2/10)を上回る場合は8.2/10とする。

② 建築関係建設コンサルタント業務

● 制限割合の算定式

$(\text{直接人件費} + \text{特別経費} + \text{技術料等経費} \times 60\% + \text{諸経費} \times 60\%) \times 1.10 \ / \ \text{設計額}$

● 制限割合の適用範囲 $6/10 \leq \text{制限割合} \leq 8/10$

(注2) 制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値(6/10)を下回る場合は6/10とし、上限値(8/10)を上回る場合は8/10とする。

③ 土木関係建設コンサルタント業務

● 制限割合の算定式

$(\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} \times 90\% + \text{一般管理費} \times 48\%) \times 1.10 \ / \ \text{設計額}$

● 制限割合の適用範囲 $6/10 \leq \text{制限割合} \leq 8/10$

(注2) 制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値(6/10)を下回る場合は6/10とし、上限値(8/10)を上回る場合は8/10とする。

④地質調査業務

●制限割合の算定式

(直接調査費 + 間接調査費×90% + 解析等調査業務費×80% + 諸経費×48%)×1.10 / 設計額

●制限割合の適用範囲 $2/3 \leq \text{制限割合} \leq 8.5/10$

(注2) 制限割合の計算結果が、適用範囲の下限值(2/3)を下回る場合は2/3とし、
上限値(8.5/10)を上回る場合は8.5/10とする。

⑤補償関係コンサルタント業務

●制限割合の算定式

(直接人件費 + 直接経費 + その他原価×90% + 一般管理費×45%)×1.10 / 設計額

●制限割合の適用範囲 $6/10 \leq \text{制限割合} \leq 8/10$

(注2) 制限割合の計算結果が、適用範囲の下限值(6/10)を下回る場合は6/10とし、
上限値(8/10)を上回る場合は8/10とする。

(注1) 「直接測量費の額」、「直接人件費の額」、「直接調査費の額」、「測量調査費の額」、「特別経費の額」、「直接経費の額」、「間接調査費×90%の額」、「諸経費×48%の額」、「技術料等経費×60%の額」、「その他原価×90%の額」、「解析等調査業務費×80%」、「その他原価×90%の額」、「諸経費×60%の額」、「一般管理費×48%の額」、「一般管理費×45%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

上記の合算額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合(小数第3位を四捨五入し、第2位までとする。)

(2) 最低制限価格の算定

●最低制限価格の算定式

予定価格×制限割合

(注2) 1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。